

Sバス西部線の運賃体系について

○Sバス回数券の適用

令和5年4月1日よりSバス西部線が路線定期運行を廃止し区域運行（一部定時運行）となるが、一般乗合旅客自動車運送事業のうち路線定期運行において既に適用しているSバス回数券を区域運行においても使用できることとしたい。



区域運行及び路線定期運行でも使用できる回数券

- ・通常料金：1乗車 200円（大人）、1乗車 100円（小学生、障がい者）
- ・回数券：6乗車 1000円（大人）、6乗車 500円（小学生、障がい者）

○乗継券の適用（Sバス西部線、Sバス北部線）

Sバス西部線の見直しに伴い、これまで乗継なしに行くことができた場所に、乗継なしでは行けなくなってしまう。

例) Aコープ新城店、内山医院、さくら眼科、米田医院、新城市消防防災センターなどはもともと路線定期運行では西部線一本で行けたが、区域運行に変更してからは当該地域まで行くには北部線に乗り継ぐ必要あり



Sバスは1乗車大人200円（小人100円）であり、Sバス西部線の利用者にとっては、実質的な負担増となってしまう場合がある。そこで、Sバス西部線からSバス北部線に乗り継ぐ際には、当該乗り継ぎに限って西部線のみの料金で乗り継ぎができるよう「Sバス西部線乗継券」で乗り継ぎ乗車を可能としたい。

Sバス西部線のみで往復できなくなってしまった不利益解消のための措置であるため、Sバス西部線でのみ乗継券を発行する。

【乗継券利用の流れ（①～④は往路、⑤～⑧は復路での取り扱い）】

| | | | |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| ①西部線運転手が乗継券を発行（2枚（往路・復路用）） | ②西部線運賃を支払い降車 | ③北部線運転手に乗継券で乗車することを申告 | ④北部線の料金箱に乗車券を1枚投函 |
| ⑤北部線運賃を支払い降車（普通に乗車） | ⑥西部線運転手に乗継券で乗車することを申告 | ⑦西部線の料金箱に乗継券を1枚投函 | ⑧各路線の乗継券枚数で利用者数を把握 |